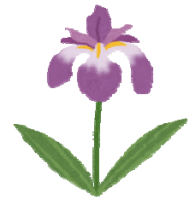




42号

2017年5月20日



巻頭言 親子ネット副代表 眞有 浩一

今年は、澄み渡る五月晴れのさわやかな日が続くゴールデンウィークでしたが、皆様はいかがお過ごしでしょうか。会員並びにご支援くださる皆様、日頃から親子ネットの活動へのご理解・ご支援、誠にありがとうございます。第193回通常国会の会期末（平成29年6月18日）まで残すところあと1か月となりました。この原稿が皆様の目にとまるころ、（仮称）親子断絶防止法がどのような状況にあるのか予想がつきませんが、今回は、私たちの取り組みを中心にここに至る経緯を振り返ってみたいと思います。

親子断絶防止法全国連絡会と親子ネット

平成20年、別居または離婚後の親子が自然に会える社会となるよう、別居・離婚後の親子交流を促進する民法の改正とその実効性を担保する関連法案の成立や公的支援制度の確立を目指し、親子ネットが設立されました。平成26年、親子ネットも含めた、全国の当事者団体がまとまり、親子断絶防止法全国連絡会（以下、全国連絡会）を設立、親子断絶防止法の成立を目指して活動を続けています。親子ネットにとって、親子断絶防止法は10年越しの悲願であります。

親子断絶防止法全国連絡会の主な取り組み

平成26年2月20日、故 棚瀬一代先生に「子の連れ去りや離婚と子どもの最善の利益」と題した講演を行って頂き、親子断絶防止法の制定を求めました。平成26年、全国で署名活動を展開、12,518筆を集め、第189回国会にて請願して頂きました。平成27年2月19日、子どもの最善の利益に関して勉強会を開催致しました。平成28年秋、親子断絶の問題点をまとめた冊子を衆・参両院議員の先生方の事務所にお配りし、問題に対する理解を求めました。平成29年3月2日、子どもの意思に関する勉強会を開催致しました。

親子ネットの主な取り組み

親子ネットは全国連絡会の構成団体となつてからも講演会活動を続けています。平成26年5月24日（講演会）；子どもの視点からの離婚問題を考えました。

平成26年11月29日（講演会）：乳幼児の面会交流の重要性に関する最新のデータを学びました。平成27年5月30日（講演会）；子どもの視点から離婚後の子育てについて考えました。平成27年8月22日（講演会）；馳 浩 衆議院議員（前文部科学大臣）と 泉 房穂 明石市市長をお招きし、親子断絶防止法と自治体による面会交流・養育費支援の取組に関して紹介して頂きました。平成28年3月26日（講演会）；離婚後の共同養育の実例から離婚後の子どもの最善の利益を考えました。平成28年6月11日（講演会）；面会交流に寛大な別居親に親権を認めた判決に関して解説をお願いし、パネルディスカッションを行いました。平成28年12月17日（勉強会）；メンタルヘルセルフケアについて学びました。平成29年4月15日（講演会）；5人の先生方をお迎えし、親子断絶防止法への期待と今後の展望について考え、法案の早期成立の必要性を訴えました。

（仮称）親子断絶防止法案

平成28年に入り、法案提出まであともう一步のところまでできました。親子断絶防止議員連盟の先生方はじめ法案作成にご尽力頂いた方々に、この場をお借りして改めて御礼を申し上げます。誠にありがとうございました。

親子断絶防止法の重要性

私には、全国連絡会ができた当初の勉強会で聞いた忘れられない言葉があります。「親子断絶という問題は存在しない」という言葉です。この時、子の連れ去り・引き離しに起因する親子断絶の問題が世の中に認知されているとは言い難い現状を痛感しました。親子断絶防止法ができて、初めて世の中に広く認知されるのだらうと実感しています。

一日も早く親子断絶防止法が成立することを切望します。この原稿が皆様方の目にとまるころには何かしらの進展があることに期待をこめて巻頭文とさせて頂きます。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-12 渋谷ジョンソンビル4F S100489

メール：info@oyakonet.org ホームページ：<http://oyakonet.org>

会員 入会金 500円 年会費 2,000円

親子ネット口座 ジャパンネット銀行 すずめ支店 店番号 002 普通預金 口座番号 4794211

口座名義人 親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

（オヤコノメンカイコウリュウワジツゲンズルゼンコクネットワーク）



親子断絶防止法 全国連絡会 主催 「子どもの最善の利益を考える国会勉強会」 参加報告（前編）

平成29年3月2日、親子断絶防止法全国連絡会は「子どもの最善の利益を考える国会勉強会」を開催いたしました。本勉強会に親子ネットとして参加してまいりましたので、参加のご報告をいたします。

冒頭、親子断絶の当事者を代表し、まだ幼いお子様と引き離されてしまった女性当事者より、法の未整備が原因であるために、健全な母子の交流と絆の形成が妨げられていること、そして、親子断絶防止法の成立に寄せる強い思いが披露されました。



ご挨拶される 保岡 興治 衆議院議員



ご挨拶される 馳 浩 衆議院議員

続いて、親子断絶防止議員連盟 会長の保岡 興治 衆議院議員、親子断絶防止議員連盟 事務局長の馳 浩 衆議院議員より、ご挨拶を賜り、親子断絶防止法の成立に向けたご活動内容についてご説明をいただきました。また、国会会期中のお忙しい中、多くの国会議員の先生方が本国会勉強会に足を運んでくださいました。

本国会勉強会は3名の有識者の先生方にご登壇をいただき、親子断絶の現状を踏まえた上で、「子どもの最善の利益とは何か」について、国会議員の先生方にご理解いただくことを目的とし、開催されました。

講演①「親子断絶防止法 成立の意義と目指すべき姿」 棚瀬 孝雄 弁護士

棚瀬弁護士は、親子断絶防止法がどのような点で優れているのかについて、ご説明されました。夫婦が離婚しても、父母と子どもとの関係が残されなければいけないことが大前提としてあります。これは、離婚に

関して子どもには責任がなく、片親と断絶されることで将来の対人関係に影響が及ぼされるなど、離婚の傷を子どもが生涯負ってしまう可能性があるからです。本法案は、この点についてははっきりと示す「基本理念」が優れていると述べられました。そして、棚瀬弁護士は本法案を「理念法」ではなく、裁判の規範として使われるべき「基本法」とであると位置づけています。日本の家族法の特徴として、家庭の問題は複雑であるため、法は介入せず当事者間で協議した方がよい、あるいは、調停が設置されて審判に移行しても、基本的には合意可能性を探るなど調整が中心になっています。面会交流に関しては、民法766条が改正され、面会交流についても言及されています。その内容として、当事者同士の協議で決定し、当事者同士で決められない場合は家庭裁判所が決定するとありますが、どう決めるのかは全く定められていません。ただ「子の最善の利益」に配慮すると書かれているのみです。しかし、「子の最善の利益」に関して解釈が異なるケースが多く見受けられるそうです。

この点に関し親子断絶防止法においては、「子と父母との継続的な関係の維持」と示され、当初の法案の第7条では「親子としての緊密な関係が維持されること」と示されています。

（注；12/13付修正案では緊密→良好に修正されました）日本でよくみられる離婚後の別居親との「月に1回2時間」の面会交流は、緊密（良好）な関係・継続的な関係にはあたらないと棚瀬弁護士は主張されます。月2時間は0.3%の時間しか占めません。99.7%の時間は別居親がいない生活となるのです。親子断絶防止法の本条項により、そのような希薄な面会交流が審判で出されることを阻止できると期待されるそうです。また、当初の法案の第1条では、面会交流について「子の健全な成長及び人格の形成のために重要である」と述べており、これは裏を返せば、「子の健全な成長及び人格の形成のために」なるようなものでなければ「面会交流」ではないということになります。すなわち、欧米における月2回程度の宿泊交流のように、様々な生活の場面で親子が暮らし、別居親の愛情を受けることが求められるとのことです。（注；子の健全な成長及び人格



ご講演される棚瀬 孝雄 弁護士（右端）

の形成のために重要であるとの記述は12/13付修正案では削除されており、残念です。）また、国・自治体の責務を明らかにした第6条では、離婚届提出の際に養育費と面会交流を取り決めること、第8条には連れ去り防止と事後的な対応、国・自治体が啓発や支援を行うスキームが盛り込まれています。行政がこの問題に関与する際には、この2つを両輪で取り組んで欲しいという思いを述べられました。

第9条の虐待・DV、子の最善の利益を害するおそれについては、「特別の配慮」における原則と例外のうち、例外が肥大化しすぎることが懸念されると指摘されます。DV被害にも様々な態様があり、それが面会交流を妨げる理由となり得るのかについて、裁判官は正面から向き合い、親と子どもとが不必要に切り離されることがないようにすることが必要だと述べられました。また、子どもの意思の表明に関しては、子どもに対して同居親か別居親かの択一を迫ることは、子に踏み絵を踏ませるようなものであるとして、反対の立場をはっきりと示されました。「子の最善の利益」は子どもが判断するものではなく、周りの大人たちが子どものために判断するものであることを強く主張されました。

講演②「子どもの最善の利益 と良好な親イメージ」

山口 豊氏
東京情報大学准教授

山口先生は臨床心理学的な立場より、片親疎外（PA）と子どもの最善に利益についてご発表されました。まず、片親疎外は日本でほとんど研究がされておらず、社会に浸透していない原因でもあると述べられました。片親疎外とは、同居親と子どもが一体化して別居親を拒絶する状況を

親子断絶防止法 全国連絡会 主催

「子どもの最善の利益を考える国会勉強会」 参加報告（後編）

言い、米国では1980年代にリチャード・A・ガードナー精神科医が「片親疎外症候群」を提唱しています。また、米国における「子の監護評価者に期待されるトレーニング」の範囲として、ドメスティック・バイオレンスや児童への性的虐待と同列に「片親疎外」の項目が含まれているのだそうです。米国の司法省ウェブサイトにも、子どもとの関係を妨害することは情緒的虐待であることが示されており、PAの浸透が日本と大きく異なっています。

次に山口先生は、片親疎外が子どもに与える心理的な影響についてご説明されました。報告されている論文によると、片親疎外を受けた子どもは、自己肯定感の低下、人間関係の構築困難、不安・抑うつ・不眠・食欲不振・気力の低下・自殺念慮などの傾向が見られることが分かっています。また、面会交流の有無による神経症の発症傾向を比較すると、面会交流をしている子どもたちが精神的に安定している傾向が見られています。これらについて山口先生は、子どもの自己イメージは親に対するイメージに大きく影響を受けるため、親のイメージが悪いと子どもの自己肯定感につながらないと指摘されます。そのため、子どもと親との関係性を良好にするための心理的な支援が必要であることを述べられました。



国会勉強会の様子

そして、片親疎外（PA）が生じるメカニズムについては、同居親が別居親に対する嫌悪感を示している場合、子どもは自身の心理的なバランスを保つため、自らも別居親を拒絶することで、心理的な均衡を得るのだそうです。また、たとえ親が別居親を言葉で拒絶しなくても、同居親の表情により、子どもは親の心理を察知し、PAになるのではないかと考えています。これらのことから、片親疎外は、子どもには精神的虐待となり、同居親には子育てのストレス要因となり、別居親には怒りと絶望を引き起こすことから、「誰をも幸せにしない」と述べられました。

そこで、山口先生は「子の最善の利益」のために、親同士の葛藤を軽減し、関係性を良好にするための心理支援や

面会交流支援、共同親権体制への法整備が必要と強調されました。

講演③「子どもの記憶は鵜呑みにしない：幼児性健忘と偽記憶」宮川 剛氏

藤田保健衛生大学総合医科学研究所教授

宮川先生は、ネズミと人を対象として遺伝子と心の関係についての研究をされています。今回のご講演では、子どもの「意思」は信用できるか？というテーマにてご発表をされました。

大人の人を対象とした記憶に関するアンケート結果によると、思い出すことのできる最も古い記憶は3-4歳前後であると答える人が最も多く、幼児の頃のエピソード記憶は忘れられる傾向にあることが分かっています。では、ネズミはどうかという、電気ショックを与えられた大人のネズミは、1ヶ月経った後でもその場所のことを覚えており、すみみ反応を示すことが分かっています。しかし、子どものネズミは1日後には覚えていないものの、1ヶ月経つとほとんど忘れてしまうのだそうです。これは、子どもの脳では新しい神経細胞が活発に作られていることにより、脳の海馬において新しい神経細胞が作られると、古い記憶の神経回路を壊し、上書きしてしまうからです。これが、幼児性健忘が生じるメカニズムであると宮川先生は考察されます。また、大人のネズミでもランニングや抗うつ薬の投与により新しい神経細胞が生まれ、さらには、記憶したことを忘れやすくなることが報告されています。そのため、会場にいらしている多くの当事者の方々に對して、忘れた記憶がある方はランニングや運動をすることをおすすめすると宮川先生は仰いました。

次に、記憶に関するアンケート結果にもどり、0歳や1歳の頃の記憶があるという人のデータに注目されました。この頃の記憶を覚えていることは考えにくいいため、「偽記憶」なのではないかと宮川先生は指摘されます。気球に乗っている人の顔写真を子どもの頃の被験者の写真にすり替えて被験者に見せるという実験では、半数の方が「子どもの頃に気球に乗った時の記憶を思い出した」と言い、さらには気球に乗ったときのことを説明し始めるのだそうです。この結果から言えることは、「人に偽の記憶を植え付けることは容易である」ということです。同様に、ネズミに対してもニセの記憶を植え付

けることに成功していることから、ネズミと人ともに共通した生物学的事実と言えるそうです。

最後に宮川先生は、ハイダーの認知的バランス理論に触れられました。父親、母親、子どもは三角関係にあり、「安定」と「不安定」の2つの状態に分けることができます。人間は「不安定」な状態であることを嫌うため、「安定」な状態へ向かう心理的な力が働きます。子どもが父親、母親に対してプラスの関係性であるにもかかわらず、両親がマイナスの関係性である場合は、この三角関係が「不安定」となり、子どもは「安定」な関係性を求める中で、片親とのみ同居している状況下では、別居親との関係性を悪くせざるを得なくなるのだそうです。このような関係性に幼児性健忘や記憶の植え付けが加わると、偽の記憶により別居親とのプラスの記憶がマイナスに転じることが必然的に生じてしまうことになってしまうのです。よって、子どもの話を聞くことは大事であるが、事実とは限らないことがあるため、心理学的・脳科学的事実を頭に置いた上で、1つ1つ独立に検証していく必要があると述べられ、ご講演を締め括られました。

「子どもの最善の利益を考える国会勉強会」に参加して

「子どもが会いたくないと言っている」という言葉は、面会交流調停において、別居親と会わせない口実に使われていることはご存じのとおりです。子の意見表明は大人が子の意見を知ることによって、子の利益につながる親子関係・父母の関係を構築する努力につながるものでなければならぬし、子どもにとっては、大人が、自分の意見を聞き、自分を尊重してくれたという経過が大切なのだと思います。いやしくも、同居親の一方的な影響下（片親疎外等）のもとで、「正当な理由がない」のに、お父さんと会いたくない、お母さんと会いたくない等と意見表明をさせ、子ども自身に片方の親を捨てさせるような、過酷な、結果責任を子に負わせてはならないと改めて強く思わせる勉強会でした。

（親子ネット代表 佐々木 昇）

文：親子ネット運営委員

・ 篠田 裕美、佐々木 昇

写真：親子断絶防止法 全国連絡会



親子ネット主催 講演会開催報告（前編）

親子断絶防止法への期待と今後の展望 ～改めて考えたい「子どもの最善の利益」～

親子ネットでは、4月15日に「親子断絶防止法への期待と今後の展望」と題して講演会を開催しました。「親子断絶防止法」の法案が検討される中、重要な課題の一つとなっているのが「子どもの最善の利益」とは何かという事で、夫婦間の紛争の中では正反対の見解が出てくるところでもありました。そこで、今回は講演会の副題を「改めて考えたい子どもの最善の利益」として、各分野の専門家の先生方に様々な視点からご講演をして頂きました。

講演に先立ち、親子ネット佐々木代表より、「法案に反対する意見もあるが、私たちが負ける事はない。なぜなら、離婚、別居後も両親が子の養育に義務を持つ自覚をもち、親が子を想う気持ち、子が親を想う気持ちを尊重することは、だれも否定できない、自然の権利、人としての自然な愛情の発露だからです。負けるというのは子どもと会うことを諦めた時のことを指す。子どもを愛し続け、活動していきましょう。」と開会の言葉を述べられました。

続けて、自民党の城内実衆議院議員からは、「憲法には、法の下での平等、幸福追求権もある。連れ去った側が幸福追求権を声高に主張するのはおかしい。また、特に家裁における司法による救済という面では不十分、法案をしっかりと通していかなければならない」とお話しいただきました。また、民進党の真山雄一参議院議員からは、「親子断絶防止法案に反対されている方々の意見も様々だが、DVがあるからとする意見はDVの表明が一方的であると気づいた。子どもの最善の利益のためには、離婚・子どものことを考え、具体的なケースを役所にぶつけながら、法律のみならず仕組みづくりも考えていく必要がある」とお話しいただきました。

最初の講演者である棚瀬孝雄先生からは、「親子断絶防止法の意義と実施の留意点」について、法律家として理論的な面からご講演頂きました。以下その要旨となります。



ご講演される棚瀬 孝雄 弁護士

法案がまだ可決されないなか、主な反対論の一つとして、非監護親のDVや虐待が理由にされている。米国はじめ他国でもDVの存在は変わらないが、DV等のある場合には厳しく対処されている。国内では、ことさらDVが強調されて

いるが、これを理由に面会交流を制限するのはおかしいし、適切に対応が可能である。これまで、家族法に実務上のルールが存在しないため当事者の協議任せになっていた。家裁実務の中では現状追認のロジックが重視され監護親重視となっているが、今回の法案は基本法として、これらの問題に指針を与えるものとなる。

従来、国内では原則は弱く、例外が多かった。

また、「子の意思の確認」が面会交流をしなくて良い「例外」として濫用されているが、子の意思は、別居・離婚の過程の中で歪められる。子の意思は、監護親の意思を「子の」名を使い押し付けるものであり、こうした場合が起こりうる環境をつくる親にこそ問題があるが、例外が主張される場合も立証責任を伴っていない。

さらに、面会交流を行う場合にも、どこまで実施すべきか明らかにされていない。法案では、面会交流を行うことを原則として、これら3つの問題に指針を与え、家裁実務上でも当事者の説得が容易になる。

このように、本法案は家裁実務に、方向性を示すものとなっており、これを実定法にして裁判所のルールとしてもらう必要がある。夫婦の別れは、決して親子の別れとなるべきものではなく、法案はこの問題に本気で取り組む政治の決意である。

次に、人間社会学部教授でおられます小田切紀子先生より、「親の紛争と子ども」と題して、主に子どもの意思とは何かということについてご講演いただきました。以下、その要旨となります。

諸外国ではスタンダードとなっている離婚後の共同養育をどう実現すればよいか研究してきた。監護親と非監護親は対等な立場ではないが、その中で、児童権利条約の「子どもの意思」が濫用されてきている。

子どもがもう会いたくない

という場合には、「DVがある場合」、「子どもが親の離婚や将来のことで混乱している場合」、「離婚・別居後、ほとんど会っていない場合」、「子どもが別居親を忠誠葛藤や罪の意識なく批判している場合」という4つのケースにつき考える必要がある。後者二点では、監護者が子どもをコントロールしているか、片親疎外症候群の可能性がある。

監護親が、子どもをコントロールしている場合には、子どもが監護親から離れた後、支配されていたことに気づき、監護親を拒絶するケースもある。子どもが会いたくないと言うと、面会交流が中断される事は良くあるが、これは子どもの虐待することにもなりかねない。子ども自身の発言により面会交流ができなくなった場合、後で子どもは自分自身を責め続けることにもなる。子どもの発言によって、人生に関わることに責任を負わせてはならず、家裁調査官等きちんとトレーニングを受けた人が子どもの意思を聞き、どうするかは大人に任せることが、子どもの意思を尊重することにつながる。



ご講演される小田切紀子先生

親子ネット主催 講演会開催報告（後編）

親子断絶防止法への期待と今後の展望 ～改めて考えたい「子どもの最善の利益」～

次に、「子どもを犠牲にしない離婚と養育の方法」についての翻訳本を出版された丸井妙子先生からは、これまでのご経験を元に、以下のようなアドバイスを頂きました。



ご講演される丸井妙子先生

近年、家裁の現場でも面会交流の実施を原則とするようになってきているが、親の離婚に際しては、子どもの気持ちは様々で、悲しむ子も多いが、ほっとする子もいる。面会交流を進めるにあたっては、親同志の別れる前の関係性が問題と

なってくるが、事実よりも主観でどうかということが影響する。面会交流は親の欲求を満足させるためのものではなく、子どもの幸せのためのもので、別居親が怒りの感情を強く持っているとうまくいかない。感情を抑えることも大切。第三者を交えて話し合うときには、一般論を述べるのではなく、感情的にならず、ご本人の個別の事情のみを述べるのがよい。子どものことを易しく丁寧に話し、親としてふさわしい態度で臨むとよい。

社会学部教授の野沢慎司先生からは、ステップファミリーの研究を長年続けてこられたご経験から、本法案に関連して見えてきたこと、とりわけ、法案に関するいくつかの疑問についてお話されました。

疑問点の一つ目は、「離婚をするとなぜ半分のひとは親権を失うのか?」ということです。他国では制度が変わってきた。協議離婚がほとんどのニュージーランドでも共同親権、共同養育を推進している。国内では、親権を持つ親が再婚する際には、非監護親には尋ねる必要もなく、養子縁組が簡単にできてしまう。さらに、親の離婚を経験した子どもに社会は何を保証すべきかの議論もない。離婚をしてしまうと、単独親権しか認められず、共同親権が選べない現状は、子どもの権利条約に反していると感じている。

近年では、子どもの育児に関わる事が当然だというキャンペーンがあるが、それが、離婚したとたんに矛盾した状況に陥るが故に紛争が激化している。これを放置して良いのか？親が離婚していても、いなくても、子どもがDVや虐待から守られる法整備は必要。面会交流の話とは切り離して考え、親子関係が失われない社会制度への改革を要する。離婚後の親子関係の形態として2つのモデルがあることを提唱している。一つは、スクラップ&ビルド型で、離別により片方



ご講演される野沢慎司先生

の親が除籍され、新たな一人親家庭が作られる、日本では「親子より婚姻が優先される」この関係が主流。

一方で、海外では、離婚後も家族はネットワークとして存在し、複数世帯にまたがるネットワーク型がある。2011年の民法改正以降、この考え方が入ってきており、社会的にも支持される割合が増えている。この型では、対立・競合関係が生じる場合もあるが、これを解消するのが社会的課題となっている。これからは、これまでの家族観を変えて、実の親がサポートしながら、継親が緩く関わっていくのが良いと思われる。

ご講演の最後には、離婚・面会交流コンサルタントのしばし聡子先生より、「法律とこころ」と題して、ご自身の経験も踏まえながら、離婚の後に監護親としてどのような気持ちで面会交流に臨んだか、法案に対してどのように思うかご講演頂きました。離婚の後、面会交流のことは



ご講演されるしばし聡子先生

あまり考えていなかった。当初は、面会交流をすることにより夫を喜ばせられなかったし、子どもに悪口と言われる不安もあった。また、連絡のやり取りも大きなストレスであった。しか

し、実際にやってみると、夫との関係も前より良くなった。法案が通り面会交流が当たり前との認識が浸透することが大切。ただ、法律ができて親の気持ちが変わらなければ、何も変わらない。また、子どもが小さいと、子どもは親子の架け橋となることを強いられ、これは重い責任を負わせることになる。離婚しても、親同士、親子の関係は続くものであるが、知識をつけ理論武装して相手に対応するのであれば、相手も弁護士に頼らざるを得ず、直接のやり取りもできなくなる。心持ちを整え、相手を責めるのではなく、寄り添うことが大切である。法案のことにしても、賛成派・反対派とまるで夫婦間の紛争の事のように感じる。自分自身が変わること、歩みよる姿勢を示せば、何かが変わるかもしれない。



140名以上の方が来場されました

講演録としては、以上となりますが、様々な視点から、法案とそれを取り巻く現状、あるいは根本的問題点につき詳しくご講演頂き大変参考になりました。親子ネットしても、続けて、勉強会を開催してまいりたいと思います。ご期待ください。

「あなたに逢いたくて」 第10弾



弁護士 上野晃先生

早稲田大学卒業、2007年9月弁護士登録、2011年3月都内法律事務所勤務等を経て、東京八重洲法律事務所開設、2013年6月東京八重洲法律事務所の不動産部門を中心に日本橋さくら法律事務所が発展的に誕生。2014年5月弁護士法人化。現在、弁護士法人日本橋さくら法律事務所代表。日本で初めて、フレンドリーペアレントルールによる親権者指定を受けた、千葉家裁松戸支部判決の代理人を務めた。

弁護士になった理由・経緯

自由業へのあこがれでしょうか。将来の自分に悩んでいた大学4年生の頃、友人に誘われて司法試験予備校のセミナーに行ったのがきっかけでした。壇上で話す弁護士さんは、私が初めて見る弁護士さんでした。その弁護士さんが、「自分がしたいことが雲をつかむようで自分で

も分かり切れていないという人、ぜひ弁護士になってください。弁護士は、いろいろなことができます。きっと自分の情熱をぶつけることができることに出会えますよ。」と言ってくれました。この一言で、私は法曹へ進む思いを固めました。

千葉家裁松戸支部での子どもの親権裁判において、「フレンドリーペアレントルール」が重視され、年間100日間の面会交流計画を提案した父親側に親権を与える判断がなされましたが、二審東京高裁では逆の結果となりました。本判決に関して、弁護人としての上野先生のお考えをお聞かせください。

フレンドリーペアレントルールは、他の先進国で当たり前のものとして採用されている原則です。これが一番で採用されてことについて、「極端」などといった評価をする一部の法律家がありますが、現在の我が国の家裁運用の状況がいかに関国と比べて遅れているか、いかに子どもの真の福祉からズレているかについて、まったく認識していない意見だと思います。むしろ私は東京高裁の判決が従来の運用の問題点を省みない「KY判決」だったのではないかと考えています。一番と二審を経て、私の率直な感想は、世の中を変えるのは容易なことではない、ということと、しかしながら世の中はゆっくりと確実に変わる、ということです。

最高裁判所の判断が待たれるところですが、どんな判断が下されようとも、フレンドリーペアレントルールが今後の親権問題での重要な規範となっていくことは間違いないと思っていますし、そうでなければならないともっています。



日本は2014年にハーグ条約を批准しておりますが、国内では同様の法律が整備されておられません。「子の最善の福祉」を守るために、どう社会を変えていくべきでしょうか。上野先生の考える「子の最善の福祉」とともに、親子断絶の問題に対するご意見をお聞かせください。

「子の最善の福祉」というものは、一言では言い切れません。ケースバイケースでもあるでしょう。これと同じことを裁判所も言います。裁判所に通った方々であれば、耳にする言葉ではないでしょうか。重要なことは、「子の最善の福祉」がケースバイケースであることを前提としつつも、「原則としてのルール」をどこに置くか、ということではないでしょうか。これは、家族についての考え方、社会についての考え方とも深く関わっています。ご存知の通り、裁判所は「継続性の原則」というものを重視します。私はこの原則を重視することには反対です。なぜなら、家庭を壊すこと、親子の関係を切断する

ことを、まったく問題としない原則だからです。子どもにとって、父親も母親も重要です。どちらかとの関係を大人の勝手に切断してしまうことは、あってはなりません。父親とその親族・友人関係その他社会関係、母親とその親族・友人関係その他社会関係、これを基軸として子どもは社会を知り、文字通り「社会人」となっていくのです。だからこそ、私は「子の最善の福祉」としての原則に、「父母両方の愛情を受けて育つこと」という理念を置きたいと主張します。前述のフレンドリーペアレントルールです。

今後の抱負を語っていただけますでしょうか。

やらなければならないことは、たくさんあると思っています。個々の事件についての代理人としての活動はもちろん、集団訴訟も考えています。この問題に取り組みたいと思っている全国の弁護士の先生方と連携して、より大きなうねりを作り出していきたいです。そうした方々の思いを、例えば本の出版という形で表現することもしたいと思っています。

多くの弁護士の方々に参加していただきたいです。社会を前進させるには、この問題と無関係な方々に興味を持ってもらうこと、不条理さを知ってもらうことが重要です。自明のことですが、民主主義社会では、社会の在り方を最終的に決めるのは国民からです。

親子ネットの会員へのメッセージがございましたらお願いします。

子どもと会えない不条理に遭い、助けを求めに裁判所に行ったらもっととんでもない不条理が待っていたという衝撃を、皆さんご経験のことと思います。皆さんに心がけていただきたいのは、相手当事者を非難することにベクトルを向けすぎないでくださいということです。もちろん、言うべきことは言うて良いと思いますが、最大の問題は、裁判所なのです。議論すべき相手は、裁判所だということを、決して

忘れないでください。「罪を憎んで人を憎まず」と言いますが、「裁判所を憎んで嫁（夫）を憎まず」です。皆さんのご経験は、極めて過酷な経験です。この経験を自分の人生に前向きに生かしてください。そして、何といってもお子さんの人生を明るく照らしてあげてください。お子さんのこれからの人生は、皆さんの今後の生き方にかかっているんです。

インタビューを終えて

親子断絶問題に対して真摯に取り組まれている上野先生のお言葉には、非常に胸をうたれるとともに、私たちが頑張らなければならないと、身が引き締まる思いを感じました。社会を前進させるためにも、上野先生と歩みをともし、親子ネットとして活動を続けてまいりたいと思います。

(インタビューアー：親子ネット運営委員 篠田 裕美)

◆手帳にメモして

■親子ネット定例会

〈日時〉2017年6月10日(土) 14:00~17:00
〈場所〉高田第二区民集会室 2階 会議室2
東京都豊島区高田3-18-3
〈アクセス〉JR山手線 高田馬場駅、東京メトロ 東西線 高田馬場駅、西武新宿線 高田馬場駅より徒歩4分
〈参加費〉無料
※別途、参加費がかかりますが、定例会終了後に懇親会を開催いたします。情報交換などにお役立てください。
※詳細は、親子ネットホームページ (<http://oyakonet.org/>) に掲載されるご案内をご覧ください。

■当事者女性の親睦会

※参加は女性のみとなります事をご了承下さい。
〈日時〉2017年5月27日(土) 13:30~17:30
(日時等変更になる場合があります。何時からの参加でもOKです。)
〈場所〉地域交流センター神宮前
区民交流室C
東京都渋谷区神宮前6-10-14
〈アクセス〉JR原宿駅表参道口 徒歩8分
東京メトロ 千代田線・副都心線
明治神宮前駅 徒歩4分
〈参加費〉会場代を参加者の人数で割ります。参加予約は不要です、直接会場にお越しください。親睦会後は懇親会を開催します。懇親会からの参加を希望の方のみ、事前にメールにてお知らせ下さい。
〈問合せ〉Mail: joshikai@infoseek.jp

■親子ネットNAGANO

〈個別相談等〉随時予約を受け付けています。
〈学習・相談会〉希望者に案内中(お尋ねください)
〈問合せ〉Mail: kodomokenri@gmail.com
電話: 050-3468-3743

■くにたち子どもとの交流を求める親の会定例会

〈自助活動〉毎月第1/第3木曜日 19:30~
〈場所〉スペースF (国立市中3-11-6)
〈問合せ〉042-573-4010 (スペースF)

◆マスコミ

平成29年1月27日、TBS・ひるおび!、別居後の子の養育に関する日本の現状
平成29年1月28日、NHK、離婚後の親子関係を考えるシンポジウム 東京

平成29年2月4日、週刊文春、「100日面会」で注目の親権訴訟 背景には団体間の“代理戦争”

平成29年2月5日、毎日新聞、「わが子に会えない」父親18人の苦悩をルポ
平成29年2月5日、産経新聞、親権訴訟連れ去り後を絶たない争い 今後どうなる 1・2審逆転訴訟からひもとくと…
平成29年2月6日、時事通信、離婚後の親子、交流促進を=超党派議連が議員立法
平成29年2月8日、毎日新聞、別居親子交流、子ども第一で
平成29年2月8日、BLOGOS “DV冤罪も…” 我が子に会えない父親たちの苦しみ
平成29年2月9日、日本経済新聞、離婚「裁判沙汰」抵抗なく 家裁の案件、16年100万件超

平成29年2月9日、中日新聞、<子の幸せは?> 離婚後も親の責任意識を
平成29年2月10日、中日新聞、<子の幸せは?> 親子断絶防止法案、「面会交流」めぐり賛否

平成29年2月11日、毎日新聞、面会交流拒否1回100万円「あまりに過大」30万円に

平成29年2月 月刊リベラルタイム3月号「全国女性シェルターネット」が展開する東京高裁への要望

平成29年2月11日、TBS・報道特集、離婚後の親子”子どもの幸せ”は?

平成29年2月17日、MPRNEWS(アメリカ)、Japanese courts rule Minnesota children will stay in Japan(日本の裁判所がミネソタ州から連れ去られた子どもたちを返還させないとの判決を下す)
平成29年2月20日、CORRIERE DELLA SERA、日本でイタリヤ人の父親から奪われた子どもたち:「7月以降子どもたちに会えていない」

平成29年2月24日、TBS 国会トークフロンライン、「親子断絶防止法案(仮称)」 離婚後の子どもにとって最善の利益とは?

平成29年2月28日、沖縄タイムズ、娘の返還、米地裁が認定 ハーグ条約に基づき沖縄在住女性が要求

平成29年2月28日、日本経済新聞、家族と法(上) 離婚しても子に会いたい 交流求め、調停・審判急増

平成29年3月2日、琉球新報、<社説>ハーグ条約初適用 主旨周知し子の利益守れ

平成29年3月14日、SYNODS、日本における子どもの貧困を人的資本投資、共同親権の側面から考察する

平成29年3月14日、西日本新聞、「息子に会いたいだけに、離婚後の親子面会進まず 親の対立、揺れる司法判断

平成29年3月18日、ダイヤモンドオンライン、離婚は女性が超有利! 養育費・親権で苦汁を飲む男たちの実例集面会進まず 親の対立、揺れる司法判断

平成29年3月20日、ニューズウィーク日本版、DV防止法のせいで、わが子に会えず苦しむ父親もいる

平成29年3月20日、livedoor News、子どもに会えない父親たち 認められない面会交流の裏側

平成29年3月28日、DRESS、離婚後も親子関係は続くから - 知ってほしい「面会交流」の話

平成29年4月7日、毎日新聞、離婚後の親子面会交流

平成29年4月7日、朝日新聞、岡山) 離婚で離ればなれ…親子の面会交流、増える橋渡し

平成29年4月7日、時事通信、岸田外相発言を批判=子の連れ去り問題で=米下院小委員長

平成29年4月16日、日刊ゲンダイ、娘との再会願ひ…高橋ジョージが悲痛な叫びを続ける背景

平成29年4月16日、産経新聞、子どもの国際返還、実現は3割 ハーグ条約発効3年、外務省が実績取りまとめ

平成29年4月16日、産経新聞2、子ども“連れ去り” 国内外から日本の姿勢批判「英語では『誘拐・拉致』だ」 ハーグ条約発効3年

◆住所変更時のお願い

ご住所やメールアドレス等に変更がございましたら、お手数ですが、お早めに変更手続きをお願いいたします。
Mail: info@oyakonet.org

◆編集後記

編集委員に加わりました、金高と申します。よろしくお願ひ致します。
平成28年3月23日、忘れもしないその日から私と娘は離れて暮らす事になってしまいました。ですが7歳になった娘は今だ、「パパは私の宝物だよ」と愛のこもった手紙を書いてくれます。子を受取る親として何ができるのか、考えていきたいと思ひます。
(親子ネット運営委員 金高 隆)

◆引き離し42号・編集委員

■親子ネット運営委員(五十音順)

岡野 哲也、大谷 格司、金高 隆
斉藤 昌宏、佐々木 昇、篠田 裕美、鈴木 裕子、藤田 尚寿

親子の面会交流を実現する全国ネットワーク 会員募集

私たちは、離婚や別居により離れて暮らす親子が普通に会えるように、共同親権や、面会交流の法制化を求めています。また、交流を絶たれている親子の面会が実現するように、裁判所の運用改善や、親子面会交流への支援を求めています。双方の親に子どもを養育する権利があり、子どもには双方の親から養育を受ける権利があります。私たちは、共同親権法制化を目指して、地方議会への陳情や請願、司法や国会への働きかけ、情報交換を行っています。また、親子の交流を絶たれた当事者に情報提供を行っています。ホームページの運営、会報「引き離し」を定期的に発行しています。一緒に活動してくれる仲間を募集しています。ぜひ親子ネットにご参加下さい。

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-12 渋谷ジョンソンビル4F S100489

メール: info@oyakonet.org ホームページ: <http://oyakonet.org>